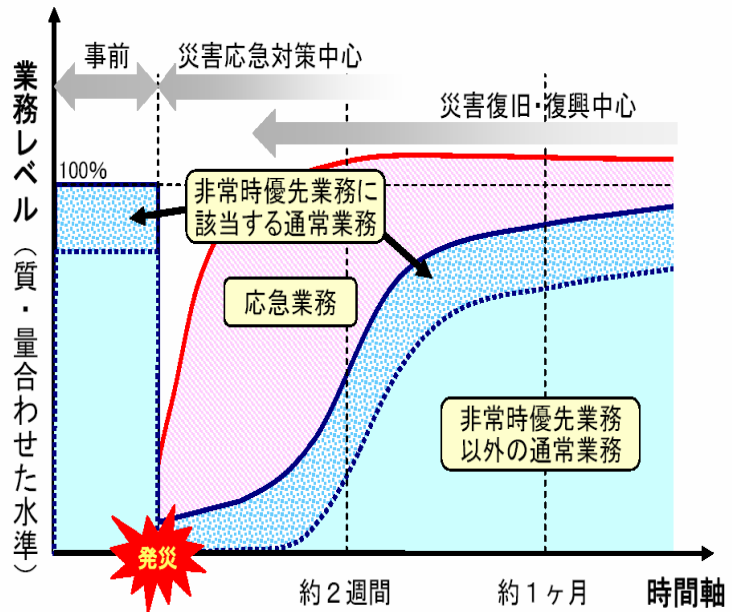


近畿地方整備局業務継続計画(地震災害対策編)について

近畿地方整備局 企画部 防災課 三浦 直樹

1. はじめに

平成16年新潟中越地震や平成16年台風23号災害等、近年頻発する地震や豪雨などの自然災害の経験は、防災関係機関の連携や高度に複雑化した行政や企業活動におけるリスクに対する備えの重要性を社会全般に強く認識させることとなっている。さらに、近い将来に高い確率で発生が予想される大規模地震に関する被害想定が相次いで発表され、災害リスクの大きさが広く注目されている。



現代社会は、行政や企業の正常な活動なしに正常な社会生活は成立せず、その認識を持った上で、近年、民間企業を中心に大規模な災害で被災しても重要業務が停止しない、もしくは迅速に再開させるために業務継続計画の策定が進められている。

大規模地震災害の発生時には行政機関も被災することにより、通常時に比べ著しく人的、物的資源が不足する事態が想定されるが、そういった中においても、国土交通省としての社会的責務を果たすため、最低限必要な業務を継続し、かつ早期に通常業務体制まで復帰することが求められ、中央防災会議をはじめとする政府機関は、事業継続計画策定に関わる各種ガイドラインを発表し、海外で普及・先行している事業継続の取り組みを、日本でも推進している。国土交通省においては、平成18年6月に「国土交通省 安全・安心のためのソフト対策推進大綱」を発表し、その中で業務継続計画(Business Continuity Plan)について取り組んでいくことを決定しました。近畿地方整備局は、その取り組みの一環として、平成20年5月に「近畿地方整備局 防災業務計画」に規定し、平成20年6月に「近畿地方整備局 業務継続計画(地震災害対策編)」を策定しました。

民間の業務継続計画が、企業を存続するための危機管理であるのに対し、行政機関の業務継続計画は、災害発生時においても国民生活や社会経済活動に影響をきたすような業務を中断させない、あるいは目標時間内に再開させるた

めの危機管理計画です。そのため、災害時に優先されるべき災害対策業務を明らかにし、限られた資源を確保、最適配分するために業務継続計画を策定しました。

2. 近畿地方整備局業務継続計画の内容

本計画は、大規模地震災害発生時における近畿地方整備局の責務を明確に示し、この責務を果たすために優先されるべき災害対策業務と、これら必要な業務を実施、継続するために必要な人的、物的資源の確保方策、一般業務のうち被災による一時中断を避けるべき重要な業務（一般継続重要業務）について定めています。

3. 近畿地方整備局業務継続計画の構成

3.1 災害発生時における近畿地方整備局の果たすべき責務

地震被害により、近畿地方整備局が所管する防災施設もその機能に損傷を受けることが考えられます。それらの防災施設の機能低下もしくは喪失が発生した場合には、これに起因して発生する水害や土砂災害等、新たな災害により、国民の生命や財産に危険が及ぶことを最大限抑止しなくてはなりません。また、緊急輸送路として道路施設や港湾施設が確保されない場合には、これに起因して人命救助活動、支援物資輸送、応援復旧、被災者の避難等、必要な災害活動に生じる障害を極力取り除くために、交通ネットワークの早期回復に努めなければなりません。さらなる余震や発災後の降雨等で被害が拡大する恐れのある場合は、緊急対策を実施し、安全を確保しなくてはなりません。それが、管理区間外であっても、それが原因で所管施設に多大な影響が懸念される時は、他機関と協議をし、その影響を防除するため対策を講じるとともに、災害対応活動を実施する他官庁の営繕施設の復旧に関する技術的支援を行います。

3.2 責務を果たすために最優先される災害対策業務

近畿地方整備局としての責務を果たすため、テレビ、ラジオといったメディアを用いた一般情報やメーリングリストを用いた初期情報の収集と、CCTVやヘリ画像等、映像による被害状況を把握し、関係機関や自治体と情報共有を図ります。

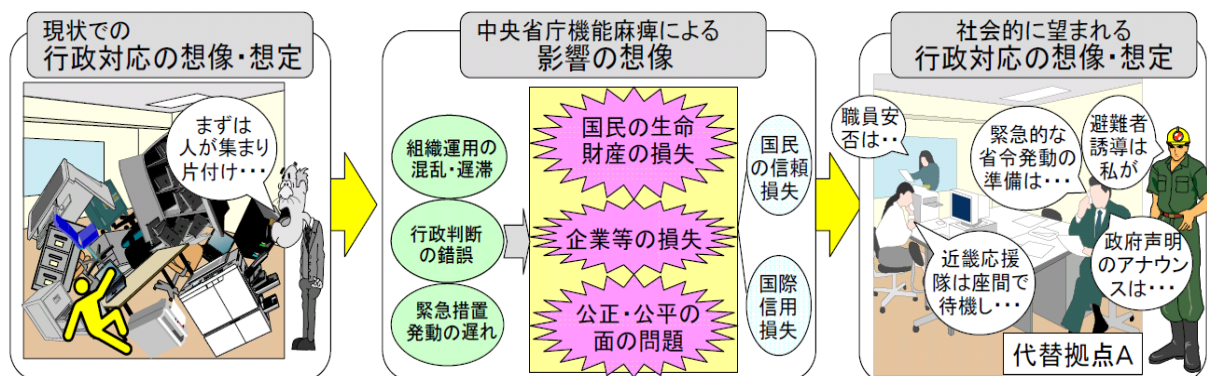
また、緊急復旧、緊急対策として所管施設機能の早期復旧を図るとともに、国営公園や河川高水敷など所管するオープンスペースについて避難地、支援物資備蓄、支援部隊の駐屯などの利用調整を実施し、住民に対する警戒避難体制の整備を図ります。

3.3 業務継続に必要な資源の確保

災害対策業務に必要な専用スペースとして、災害対策室、災害対策本部会議室、災害対策本部長室、報道（広報）対応室を確保する事は当然のことながら、泊り込みでの業務にも対応できるよう就寝や休息、食事などに必要な生活スペースを確保し、3日間分の食料、飲料水を備蓄します。また、電力については、供給停止状態でも業務に支障の内容、3日間は自立的に対応可能な源供給設備及び必要な燃料を確保し、通信環境に関しては、衛星通信システムを用いた非常用回線の構築や衛星携帯の配備などを行うとともに、光ファイバーが部分的に断線した場合でもメール、webを中心としたネットワークシステムが使用不可とならないよう、システムの冗長性を高めます。

さらに、非常時緊急参集職員を事前に決めておき、これらの職員は管内震度6弱以上（大阪市内にあっては震度5強以上）発生時には、休日、夜間問わず大阪本局に参集します（港湾空港部職員については神戸本局に参集）。また、参集者による点検で、本局が機能しないと判断した場合、第1代替拠点である近畿技術事務所で災害対策本部を起ち上げるため、非常時緊急参集要員のうち、枚方在住の一部の職員については近畿技術事務所へ参集後、本局庁舎の機能を確認した後、本局へ参集します。

なお、被災状況の概要を把握した後、近畿地方整備局外からの支援の必要性について本省災害対策室と調整し、TEC-FORCE の派遣が決定した際には、被災地周辺の事務所、出張所、道の駅、防災ステーション、除雪ステーション等から数箇所を抽出し、派遣隊の受け入れ拠点とします。



<原図出典:中央省庁業務継続ガイドライン>

4. まとめ

業務継続計画を策定することにより、従来の防災業務計画にはない、業務の優先度や既往災害時の経験に基づく現実に即した業務の目標時間や災害対応時の各部における一般継続重要業務と多くの課題や対応策が明確になりました。

ただ、今回策定した業務継続計画は、本局の業務継続計画のスタートとしての位置づけであり、これまでの災害対応実績に基づく災害対応業務及び継続すべき一般業務を抽出し、その対応方針を文書化したもので定期的な見直し

が必要となります。

5. あとがき

今後は、現状の計画の精度向上のために、限られた資源を定量化することによる人員・資機材の配置計画作成や課題に対する対応方針の具体化を図っていきます。さらには、災害対応、訓練等を通じて課題や問題点を抽出し、継続的に計画の見直し・改善を行うことにより、組織としての業務継続力の向上を図っていきます。また、現場の具体的な行動を示した事務所版業務継続計画を今年度内に策定予定です。